

学校に対する保護者の「意見・要望」研究へのビネット調査の 応用可能性の検討

比較教育社会学コース 山本 達人

The Applicability of Vignette Study to "Opinions or Demands" toward School by Parents'

Tatsuhito YAMAMOTO

The purpose of this paper is to consider the implications which an analytical framework of vignette study could give for the studies about "opinions or demands" toward school by parents'. For this purpose, I try to review the studies using vignette study and consider how we can apply the framework to the studies about "opinions or demands" toward school by parents'. Finally, in order to overcome some challenges about them, I propose "Vignette Interview", the new analytical framework of quantitative study using implication about vignette study.

目次

1. 問題の所在
2. 保護者の「意見・要望」研究の動向と課題
 - A. 保護者の「意見・要望」研究の動向とその特徴
 - B. 保護者の「意見・要望」研究の課題
3. ビネット調査の概要と研究動向
 - A. ビネット調査の概要
 - B. ビネット調査を用いた研究動向
 - C. ビネット調査のインプリケーション
4. 学校への「意見・要望」研究へのビネット調査の
応用可能性
 - A. ビネット調査の枠組みを援用した新たな分析枠
組みの提案
 - B. 「ビネット・インタビュー」の例
 - C. 「ビネット・インタビュー」のインプリケーション

1. 問題の所在

本稿の目的は、ビネット調査の分析枠組みを援用することが、学校に対する保護者の「意見・要望」研究に対してどのような示唆を与えうるかについて検討を試みることである。具体的には、日本国内においてビネット調査を用いて行われた既存研究のレビューを通じてそれらのインプリケーションを導出するとともに、ビネット調査の分析枠組みが、保護者の「意見・要望」研究にどのように応用可能であるかを検討する。そして、「学校に対する保護者の『意見・要望』

の具体的事例に関する保護者と教師の認識を把握する目的で筆者が実施する具体的調査事例を参照しつつ、学校に対する保護者の「意見・要望」研究に対して、ビネット調査を用いた新たな分析枠組みを提案する。

2000年代以降、保護者によって学校に寄せられる無理難題を伴う「意見・要望」が日本の社会問題として広く認識されており、学校教育活動全体を疲弊させている状況が指摘され続けている（古川・山岡 2015）反面、小学校に通う子を持つ8割以上の保護者が自子の通う小学校に満足しており、その割合は経年で漸増傾向にあることが示されている（Benesse 教育研究開発センター・朝日新聞社 2013, p. 4）。同時に、首都圏の公立小中学校に通う保護者を対象に大規模質問紙調査を実施し「21.5%の保護者が学校に苦情・要望を申し立てた経験」を有するという結果を示した佐藤（2010a）は、逆に全体の8割近い保護者は学校に「苦情・要望」の申し出経験がない事実を裏付けており、必ずしも大多数の保護者が学校や教師に「意見・要望」を申し入れるわけではない社会的現実が浮かび上がる。

このような状況下で、「学校に対する保護者の『意見・要望』」を直接の研究対象に位置づけ、それらを実証的に把握・分析することを試みた研究は、数は極めて少ないながらも教育経営学や教育社会学の一部で行われてきた（山本 2016）。その反面、前述のような社会的状況を受けて、学校や教師に「意見・要望」を申し入れることのない保護者の潜在的な認識やその特徴等を実証に明らかにすることを試みた研究は管見の

限り確認できない。しかしながら、仲田（2010a）が学校運営協議会における「無言委員」となる保護者の存在に着目し、そのような保護者の潜在的な「消極性」を参照点として、「地域の社会関係」や「保護者の多様性の問題」の特質を導出したことを踏まえるならば、前述のような「意見・要望」の申し出経験のない保護者の「消極性」に着目することで、潜在的な「保護者の多様性」や「保護者—教師間の関係性」という、学校教育現場においては顕在化することが極めて少ないミクロな様態を描写することが可能になる。本稿において「ピネット調査」に着目するのは、ピネット調査が有する方法論的特性が、後述する学校に対する保護者の「意見・要望」研究において導出された様々な研究課題（山本 2016）を克服し、このような学校教育現場における潜在的な「保護者の多様性」や「保護者—教師間の関係性」を導出するのに最適と考えられるからである。以上を踏まえ、当該分野の更なる研究の蓄積や進展を志向するためには、既存の分析枠組みを超えて研究対象の特性や既存研究の課題を踏まえた新たな分析枠組みを志向することが不可欠である。本稿は、これらの課題を克服するための新たな分析枠組みの提案として位置づけられる。

なお本稿では、「意見・要望」を「ある特定の事物や人物、さまざまな社会的な問題やできごとに対する態度、信念、考え方、価値判断などを、ことばによって表明したもの」¹⁾（相賀 1985, p. 190）と、一定の価値判断が付与されることのない中立的概念として定義する。このような操作的定義により、保護者によって学校に寄せられる「意見・要望」それ自体や、学校に「意見・要望」を寄せる主体である保護者に対して、盲目的に負のレッテルを付与してしまう陥穽を回避できる。また、本稿において「意見・要望」と異なる単語を並列して用いるのは、「ほとんどの苦情には要望を伴う」（佐藤編 2010, pp. 2-3）ことを踏まえ、ほとんどの「意見」は「要望」を伴うと同時に、実際の意見や要望が寄せられる学校現場において、両者を峻別するのは困難と考えられるからである。

本稿の構成は以下の通りである。まず続く第 2 節では、山本（2016）を参照しながら、学校に対する保護者の「意見・要望」研究のレビューを行い、それらの研究課題を導出する。第 3 節では、本稿で着目する「ピネット調査」の概要を確認したうえで、日本国内でピネット調査が用いられた既存研究のレビューを行い、ピネット調査に共通する傾向や特質等の把握を通じて、学校に対する保護者の「意見・要望」研究に対

するインプリケーションを導出する。そして第 4 節では、筆者が 2017 年 9 月現在実施している具体的な調査事例を参照しつつ、第 3 節までに検討した内容を踏まえて、学校への「意見・要望」研究に対するピネット調査の具体的な応用可能性を提起する。

2. 保護者の「意見・要望」研究の動向と課題

本節では、学校に対する保護者の「意見・要望」に関する先行研究をレビューし、各研究の特徴および知見を確認する。そして、それらが内包する研究課題を確認し、第 4 節において筆者が提案するピネット調査の枠組みを援用した新たな分析枠組みの議論に用いる足がかりとする。

A. 保護者の「意見・要望」研究の動向とその特徴

学校に対する保護者の「意見・要望」に関する先行研究は、数が極めて少ないながらも、主に 2000 年代以降の教育社会学や教育経営学の分野で実施されてきた。本項では、そのような学校に対する保護者の「意見・要望」に関する先行研究を、各研究に顕著な特徴ごとにレビューを行い、先行研究として当該研究の包括的なレビューを行った山本（2016）における議論も適宜参照しながら、それらから導出される研究課題を確認していく。特徴ごとにレビューを行うのは、複数の研究に共通する特徴と、続く B 項で議論を行う学校に対する保護者の「意見・要望」研究が内包する研究課題とを対応させて議論を行うためである。

保護者の「意見・要望」研究における第 1 の特徴は、保護者属性の差異に着目して行われている点である。小学校および中学校に通う子を持つ保護者に対して実施した質問紙調査の 2 次分析を行った山下・岡田（2007）は、経済階層が相対的に低くパートタイムで働く層の保護者が、学校への「不満と要望」が多い傾向があることを明らかにした。また片岡（2014）は、3 歳から中学校 3 年生までの子を持つ保護者に対する質問紙調査を行い、父親よりも母親、とりわけ専門職層と事務職層の親、そして教師の教え方に不満がある親ほど、学校や教師により多くの「『要望』」を伝える傾向があることを明らかにした。このように、山下・岡田（2007）および片岡（2014）の両研究は、経済階層や職業などの保護者属性に着目している点、そして質問紙調査に基づく計量分析によって、学校への「意見・要望」と保護者属性間における関係性の把握を志向している点が共通しており、これらの点が保護

者の「意見・要望」研究におけるひとつの特徴であると考えられる。

保護者の「意見・要望」研究における第2の特徴は、保護者と学校との関係性に着目した分析が行われている点であり、これは主に教育経営学領域における、佐藤(2010b)と仲田(2010b)が行った質問紙調査に基づく計量分析において共通する。佐藤(2010b)は、質的に相異なる4種類の「苦情・要望」²⁾に関する「当否意識」を従属変数に設定したうえで両者の関係に着目した分析を行い、学校に「苦情・要望」を申し出た経験の有し、かつ学校との関係性が希薄な保護者には、無理難題のおよびわが子中心な要求に対して寛容的な姿勢を示す傾向があることを明らかにした。また仲田(2010b)は、PTA役員経験のある保護者や学校訪問頻度が高い保護者、そして認識としての「学校改善要求」が高い保護者ほど、学校に対する「苦情・要望」を申し出る割合が高いことを明らかにした。両者の研究に共通するのは、分析手法として質問紙調査に基づく計量的アプローチが採用されている点に加えて、主要な変数³⁾として「実際の行動としての「苦情・要望」の申し出経験の有無」を設定している点であり、とりわけ前者については、前述の山下・岡田(2007)および片岡(2014)と共通する。

保護者の「意見・要望」研究における第3の特徴は、教師に「意見・要望」を言う保護者と、その保護者から「意見・要望」を言われる教師の双方に着目したアプローチが採用されている点である。この第3の特徴を満たす研究を2つ挙げる。林(1997)は、「父母の教育要求」をめぐる対応に追われた学校を事例に、父母の教育要求の変遷と学校の対応の推移についての継続調査を行い、両者に作用していた連携阻害要因を導出した。林(1997)は父母5名、学校管理職5名、教員5名の計15名に対する継続的なインタビュー調査を行い、父母から寄せられた「教育要求」の中から連携に関係する事例に関する認識の把握を通じて、両者間に作用していた複数の連携阻害要因を導出した。また間宮(2001)は、保護者による「教育要求の伝達」と教師による「教育要求の把握」に着目し、コミュニケーション量の多寡に応じた心理的距離に伴う意識の差を把握するために、保護者と教師双方に対する質問紙調査を実施した。その結果、「教育要求の伝達」と「教育要求の把握」においては、両者の間に「意識のズレ」が生じており、教師は必ずしも多様な保護者の要求を明確にとらえることができていないことが明らかとなった。教育経営学分野で実施された両研究にお

いては、インタビュー調査(林1997)と質問紙調査(間宮2001)とで研究方法こそ異なっているものの、保護者と教師の双方にアプローチをし、得られた結果を相互に比較している点が共通する。とりわけ、両者は保護者と教師双方の認識やそれらの差異に着目して、それらの規定要因の導出を実証的に試みており、保護者または教師の一方ではなく、両者を等価な存在として捉えている点で、前述の2つの特徴とは大きく異なる点である。

B. 保護者の「意見・要望」研究の課題

前項におけるレビューを通じて、主に2000年代以降に教育社会学や教育経営学において行われた「学校に対する保護者の『意見・要望』」に関する先行研究は、「学校に『意見・要望』を言う主体である保護者の特徴や、それを受け止める側である教師の意識を質と量の両面から明らかにしようとする研究が行われるようになったこと」(山本2016, p. 146)が確認された。本項では、前節で確認した3つの特徴を踏まえ、先行して当該研究のレビューを行った山本(2016)における議論も適宜参照しながら、学校に対する保護者の「意見・要望」研究に関する課題をあらためて述べていく。

第1の課題は、保護者と教師双方に同内容の調査を行い、結果を相互比較する分析枠組みを用いる必要性である。この点は、山本(2016, p. 146)行われた議論と共通する。実際のところ、前項で確認した学校に対する保護者の「意見・要望」研究のうち、第3の特徴で取り上げた林(1997)と間宮(2001)を除く4つの研究が、意見や要望を伝える主体である保護者のみに質問紙調査を行っていた。しかしながら、第3の特徴の議論において取り上げた林(1997)や間宮(2001)を含む「保護者と教師の連携」を志向する2000年代以降の教育経営研究の大半が、保護者と教師の双方に質問紙調査を実施しており、そしてその結果の多くで、両者の意識は異なるという知見が導出されている(山本2016, pp. 143-144)。保護者と教師の双方にアプローチして両者に同内容の調査を行う必要性、とりわけ前述の間宮(2001)の結果が示唆するように、保護者と教師の「差異」を導出することを志向して、得られた結果を相互比較する必要がある。

第2の課題は、「意見・要望」の申し出経験の有無に関わらず、「『意見・要望』を申し出ることに対する保護者の『意識』」を扱う必要性である。第1の課題と同様この点も、山本(2016, p. 146)において行われた議論と共通する。前項で確認した学校に対する保

護者の「意見・要望」研究のうち、第1の特徴で取り上げた片岡(2014)、および第2の特徴で取り上げた仲田(2010b)では、意識ではなく「実際の行動としての意見・要望」を従属変数として主要な分析対象に設定していた⁴⁾。しかしながら、このように分析対象を「行動としての『意見・要望』の申し出経験のある保護者」に限定しては、申し出経験のない保護者が調査の実施以後に「意見・要望」を申し出る可能性を排除しかねない。実際のところ、1970年代以降今日に至るまで数多くの研究蓄積がある「学校教育に対する保護者の『教育意識』」に関する研究では、「学校への要求が可能であるか否かの認知」(田村 1979)や「教育要求」(荒井 1991)のように、「実際の行動としての『意見』や『要望』」との類似表現が用いられた教育意識を表す概念が頻出する(山本 2016, p. 140)。この点を踏まえ、実際の行動としての意見や要望の申し出経験のない保護者を含む、すべての保護者に対して、「実際の行動としての『意見・要望』を申し出ること」を仮定した場合の意識を扱う必要がある。

第3の課題は、第2の課題として述べた『意見・要望』を申し出ることに対する保護者の「意識」を扱う際に、「意見・要望」の内容とその質的差異に着目して分析を行う必要性である。第1、第2の課題と同様この点も、山本(2016, p. 146)において行われた議論と共通しており、前述の佐藤(2010b)における「苦情・要望の当否意識」を用いた分析枠組みは、まさにこの点を克服したものである(同, p. 146)。しかしながら、前項で確認した「実際の行動としての『意見・要望』」を従属変数とした研究(片岡(2014)、仲田(2010b))は、「意見・要望」の申し出経験の有無のみに着目し、内容の質的差異は踏まえられていない。質的に相異なる4種類の「苦情・要望」に関する「当否意識」を従属変数とした佐藤(2010b)のように、保護者の「意識」を扱う際は、「意見・要望」の内容の質的差異に基づいた変数を作成し分析を行うことが不可欠である。

第4の課題は、インタビュー調査などの質的方法を用いて、「意見・要望」に対する保護者や教師の具体的な認識や解釈を明らかにする必要性である。前出の3つの課題とは異なり、この第4の課題は山本(2016)では議論がなされなかったものである。前項で確認した学校に対する保護者の「意見・要望」研究のうち、第3の特徴で取り上げた林(1997)を除く5つの研究全てが、研究方法として質問紙調査を採用しており、「学校に対する保護者の『意見・要望』」研究においては、質的調査ではなく量的調査によるアプローチ

が主流な方法となっていることが確認できる。しかしながら各研究では、学校に「意見・要望」を言う保護者の特徴を明らかにできる反面、「意見・要望」に対する保護者と教師の具体的な認識や解釈、そして行動の原因を明らかにできておらず、そこから得られる知見も限定的である。そもそも、インタビュー調査の目的は「語り手の語りから、その社会的基盤と意味内容をさぐって、語られたこと what に基づいて意味内容を解説し、規範的、制度的現実を記述すること」(桜井 2002, p. 25) ことであり、それらを通じて潜在化した「主観的意味世界」(蘭 2009, p. 74) を明らかにすることである。この点を踏まえて、インタビュー調査などの質的方法を用いて保護者および教師の双方にアプローチし、「意見・要望」に対する保護者や教師の具体的な認識や解釈を明らかにする研究枠組みを志向することが不可欠である。

続く第3節では、日本国内におけるビネット調査を用いて行われた先行研究のレビューを通じて、それらのインプリケーションを導出する。とりわけ、ビネット調査それ自体が有する方法論的特質やビネット調査に特徴的な分析枠組みの把握を通じて、それらが本項で導出された保護者の「意見・要望」研究が有する4つの研究課題をどのように克服し、実際にどのように応用可能であるかを検討する。

3. ビネット調査の概要と研究動向

本節では、ビネット調査の概要を確認したうえで、日本国内においてビネット調査が用いられた先行研究のレビューを行う。そして、前節で導出された保護者の「意見・要望」研究における研究課題に対して、ビネット調査の方法論的特性から導出されるインプリケーションを検討する。

A. ビネット調査の概要

ビネット調査とは「回答者に対して、研究者の側で構成した一定の状況を提示し、仮に回答者がそのような状況に置かれた場合に、どのような行動をとるかについて、回答を求めるという方法」のこと(織田 1994, p. 152) である。もともとビネット(vignette)とはフランス語で「装飾模様、唐草飾り」を意味する単語であった(天羽ほか編 2015, p. 1589)。しかしそこから転じて、「ある架空の個人または世帯について、様々な情報が記述してあるカード」(織田 1992a, p. 215) の意味で用いられるようになり、そのカード

を用いた調査がビネット調査と呼ばれるようになった。これらの点を踏まえ、実際のビネット調査においては、複数の「架空の具体的状況」や「短い事例文」が記述された複数枚のカードが調査対象者に提示される。そして調査対象者はカードに記述されたそれらの情報を読み、そこに書かれた状況や事例に対する評価や認識を回答する。以下の図1は、塚原(1994, p. 134)における「出生行動に関するビネット調査」で実際に使用されたビネットの例である。この塚原(1994)では、最初に調査対象者は妻の年齢が18歳から40歳まで1歳刻みで23枚のビネットを渡され、各ビネットに記載された架空の夫婦の状況を示す8種類の変数を見て、ビネットに記載された条件下で取りうる出生行動を選択肢(①1年以内に子どもを生む, ②1年以上経ってから子どもを生む, ③子どもを生まない)から選んで回答欄に記入する⁵⁾。調査によってビネットに記載される内容は全く異なるものの、ビネット調査は図1のようなビネットに記載された複数の条件(変数)を見たとうえで、あらかじめ設定された選択肢に回答することによってそれに対する評価を行う点は共通する。以上が、一般的なビネット調査における手続きの概要である。

妻の年齢	27歳
妻の仕事	フルタイム
すでにいる子ども	0人
夫婦会計の税込年収	900万円
自宅の広さ	1DK (25平方メートル)
児童手当	第1子 月額 9,000円
	第2子 月額 9,000円
	第3子以降 月額 18,000円
乳児(0歳児)保育	ある
育児休業中の所得保障	元の給料の 85%
回答欄	_____

図1 調査で用いられたビネットの例(塚原 1994, p. 134) より一部抜粋

以上を踏まえ、次項では日本におけるビネット調査が用いられた先行研究のレビューを行い、得られた知見を通じてビネット調査に特有の分析枠組みに起因するビネット調査の意義を検討する。そして、保護者の「意見・要望」研究における研究課題を克服するためのインプリケーションを導出する足がかりとする。

B. ビネット調査を用いた研究動向

まず、本項のレビューで用いる文献の収集は、

CiNii Articleおよび国立国会図書館サーチ(NDL Search)において、「ビネット調査」または「ヴィネット調査」のキーワードを用いて行い、得られた文献の題目や内容を検討しながら、実際の調査によって得られたデータを用いた実証分析が行われている文献を取捨選択した。同時にこの作業から漏れてしまった文献を補うべく、取捨選択された文献の巻末リストにある文献リストを参照し、同様の基準を満たした文献を選択した。ここで、文献の検索対象を特定のジャーナルなどに限定しなかったのは、ビネット調査が扱われる学問領域が非常に多岐にわたっており、様々な媒体にビネット調査が用いられた先行研究が掲載されているため、検索対象を特定の文献に限定することで検索から漏れる文献が生じる可能性を排除するためである。また、選択した文献を実証分析が行われている文献に限定したのは、本稿が、実証研究としての学校に対する保護者の「意見・要望」研究への応用可能性を志向しているためであり、実証研究から得られる示唆を踏まえて、この応用可能性を検討する必要があると考えたからである。以上を踏まえ、以下では一連の手続きを踏まえて得られた文献をレビューし、ビネット調査に関する先行研究の知見や特徴、そしてそれらが有する意義を検討していく。

日本におけるビネット調査を用いた研究は複数領域にまたがって行われており、その研究対象も多岐にわたっている。この点に関して、ビネット調査が用いられた先行研究の例を挙げると、女性のとりうる出生行動(塚原 1994, 織田 1994, 松田 2009)、適正な年金給付額の検討(織田 1992a, 織田 1992b)、男性の育児・介護休業利用の是非(末盛 1998, 吉田 1998)、出産後の女性の就業継続状況の検討(吉田 1997)、階層帰属意識の検討(塩谷・金澤・浜田 2012)、企業制度の選好構造(林・中原・森 2011)などの様々な領域で行われており、ある特定の状況に対して取りうる行動や政策、制度に関する研究対象が多くなっている。同時に、これらの先行研究において用いられるビネットでは、回答として社会的公正の基準や社会規範に対する個人の価値判断や選択を尋ねる場合がほとんどである。この理由には様々なものが考えられるが、林(2010)が指摘するように、「具体的な状況設定に対する判断・選択のデータが、導入が検討されている政策や制度を含む要因が組み合わせられた状況下でのシミュレーション的な結果として、政策・制度設計の有効性を判断するための客観的根拠として利用・提示しやすい」(林 2010, p. 148) ためと考えられる。

しかしながら、前述の先行研究とは対照的に、ピネット調査が用いられた国内の先行研究において最も文献数が多いのは「児童虐待」⁶⁾に関するものである。とりわけ、「児童虐待に関する認識」を立場の異なる複数のアクター間で検討し、その特徴の差を明らかにする分析枠組みが用いられていることが特徴的である(高橋・庄司・中谷ほか 1995, 1996など多数)。以下ではこの点を踏まえ、児童虐待についてピネット調査が用いられた先行研究の例を挙げ、特定の状況や政策、制度に関する先行研究との差異を踏まえつつその特徴を確認してゆく。

虐待に対する認識を複数のアクター間で検討した先行研究としては、まず高橋・庄司・中谷ほか(1995)が挙げられる。この高橋・庄司・中谷ほか(1995)は、「子どもへの不適切な行為がどのように捉えられ、認識されているか」という問いに基づき、ピネットに短文中に記載された40行為(同, p. 93)について「それぞれの行為は虐待や放任にあたるかどうか」等3項目を、5つの専門職(児童相談所専門職員、保母・保父、医師、看護師、保健婦)を対象に調査を行い職種間における認識の差を分析した。結果として、職種間やピネットに記載された内容に応じて回答には差が生じており、子どもに関わる専門職種で必ずしも「不適切な行為」全体に対するコンセンサスが取れていないことが明らかになった。またこれ以降、この高橋・庄司・中谷ほか(1995)で作成されたピネットを用いて、様々な対象に対するピネット調査が行われている。代表的な例を挙げると、都内の医療施設従事者、看護系短大生、一般大学生の間で、子ども虐待の認識ならびに属性による認識の差を分析した鈴木・木村・刀根・及川ほか(2001)や、医療福祉系の大学で児童福祉論を受講している大学生とその母親を対象に、両者の認識の差を分析した八重樫(2005)、保育士養成課程に在籍している大学生(保育士養成群)と一般大学生(一般大学生群)を対象に、同様に両者の認識の差を分析した安藤(2016)等が存在する⁷⁾。以上より、ここまで概観した、ピネット調査が用いられた「児童虐待」に関する先行研究からは以下の2点の共通する特徴が見いだされる。第1に、高橋・庄司・中谷ほか(1995)に基づき、架空の状況が書かれた短文の内容に関する認識を尋ねている点、第2に、立場の異なる複数のアクター間における認識の差異を分析している点である。特に第1の特徴は、本項の前半部分で確認した特定の状況や政策・制度を対象とした諸研究とは異なり、児童虐待を対象とするピネット調査に特有の

ものであると考えられる。

C. ピネット調査のインプリケーション

前項で行った日本における先行研究のレビューを踏まえ、ピネット調査特有の方法論的意義として以下の3点のインプリケーションが導出される。本項ではそれら3点について詳述する。

第1の意義は、具体的な架空の状況設定が可能になる点である。第2節B項の前半で取り上げた特定の状況や政策、制度を対象とした研究で用いられたピネットは、1枚のカードに架空の具体的状況や事例が記述されており、現実において状況設定が困難な変数を作成し調査を行うことを可能にする。この点を踏まえるならば、調査者が任意で設定した架空の具体的状況や事例を回答者に提示することで、それらに対する回答者の潜在的な認識を明らかにすることが可能になる。

第2の意義は、回答者の心理的障壁を下げるのが可能になる点である。前項で取り上げたピネット調査による一連の先行研究は、架空の状況や内容を設定しそれに対する調査対象者の回答や評価を求めるものであり、必ずしも回答者自身の状況についての回答や評価を求めるものではない。この点を踏まえるならば、回答者自身に関する評価を求められる一般的な質問紙調査と比べて、調査に対する回答者の心理的障壁を軽減できるため、現実には、回答者にとって答えにくい質問内容であっても、回答者に解答してもらえる可能性が高まることが期待される。

第3の意義は、同一調査を異なるアクター間で実施するという分析枠組みを用いることができる点である。第2節B項の後半で取り上げた高橋・庄司・中谷ほか(1995, p. 93)を用いた一連の研究は、異なる職種や対象に対して同一内容が記載されたピネットを用いて調査を行い、得られた結果を相互に比較する分析枠組みが用いられていた点が共通していた。この点を踏まえると、同一の質問に対する回答やデータの分析結果を異なるアクター間で相互比較する分析枠組みを採用した調査設計を用いることが可能になる。

4. 学校への「意見・要望」研究へのピネット調査の応用可能性

本節では、第2節において検討を行った「学校に対する保護者の『意見・要望』」研究が内包する4つの課題を克服するために、第3節で検討を行ったピネット調査における分析枠組みを通じて導出されたインプ

リケーションを踏まえて、ビネット調査の枠組みを援用した新たな分析枠組みを提起する。そして、2017年9月現在筆者が実施している具体的調査事例を参照しつつ、その分析枠組みが「学校に対する保護者の『意見・要望』」研究に貢献しうるインプリケーションを提示する。

A. ビネット調査の枠組みを援用した新たな分析枠組みの提案

前節までの議論を踏まえて、筆者が提案するのは「ビネット・インタビュー」と呼ばれるべき、新たな質的調査の枠組みである。これは、学校に対する保護者の「意見・要望」の架空の事例が短文中で書かれた調査票を作成し、保護者と教師に対するインタビューを通じてそれらに対する両者の認識や評価を問うことを試みるものである。調査票に書かれた架空の事例の内容は保護者と教師で全く同一であるために、同一の事例の内容に対する認識や評価を保護者と教師間で比較すること可能になる。

筆者は2017年5月より、X市⁸⁾の公立小学校に通う子を持つ母親とX市の公立小学校に勤務する教師の双方に、このビネット・インタビューを実施しており、2017年9月現在も継続中である⁹⁾。調査対象者は母親/教師ともに筆者の知り合いを起点としたスノーボールサンプリングによって抽出した。また調査対象を小学

校に限定したのは、中学校よりも小学校の保護者の方が多様な期待をもつ傾向(佐藤 2008, p. 36)があり、「意見・要望」に関する多様な認識を聞き取ることができる可能性を考慮したためである。ビネットとして用いる「意見・要望」の具体的事例は、山本(2017, pp. 79-80)で導出された4つの『メインカテゴリ』の内容¹⁰⁾に対応させ、各カテゴリあたり2種類の事例(合計8事例)を質問項目として作成した。実際のインタビューでは、まず事例に対する評価を4件法(1(言ってもよいと思う)~4(言ってはならないと思う))で尋ねた後に、その評価を行った理由等を自由に回答してもらった(図2)。

B. 「ビネット・インタビュー」の例

本項では、前項で提示した「ビネット・インタビュー」によって実際に母親と教師から得られたデータを用いて、両者の語りの特徴を考察する。なお、調査が現在も継続中であることも鑑みて、以下の考察で用いるのは、質問項目として設定した8事例のうち両者の差異が明確に観察された2事例である¹¹⁾。以下に、事例の内容と合わせて両インタビューで得られた内容の一部を示す。以下に示すのは、「(Ⅲ)子どもの尊重」(山本 2017, pp. 79-80)に対応して、ビネットに書かれた「意見・要望」の事例(A)に関するインタビュー結果の一部である。

●質問項目

○次のような保護者の架空の行動に関して、あなたの考えは、左右のどちらにより近いですか。A~Hのそれぞれについて、あてはまる番号1つを答えてください。

○あなたがそのように考えるのはなぜですか。あなたがそのように考える理由や根拠を、**できるだけ詳しく**教えてください。理由や根拠を答えるときは、あなた自身のこれまでの経験をもとにしなくても構いません。

A. 自分の子どもは勉強が苦手で、出された家庭学習を毎日全てこなすのは難しく苦労している。そこで、担任の先生に「自分の子どもには、一度に出す家庭学習の量をもっと減らしてほしい。」と言うこと。

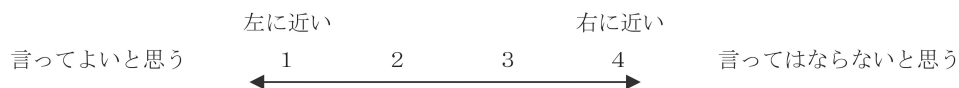


図2 質問項目の設計

A. 自分の子どもは勉強が苦手で、出された家庭学習を毎日全てこなすのは難しく苦勞している。そこで、担任の先生に「自分の子どもには、一度に出す家庭学習の量をもっと減らしてほしい。」と言うこと。

母親 F : (4 に回答) できなかつたら本人が悪いので、しょうがない。できるところまでやれと言いますね。だからと言って「減らしてほしい」ということではないですね。

母親 G : (3 に回答) うちの子の分だけ減らしてほしいというのは言えないですね。みんな同じというのがありますね。どうしてもできないというのは(教師に)相談しますが、最初から言うと、「子どもも言えば減らしてくれる」と思ってしまう。

教師 D : (1 に回答) A は 1 番。なんでかっていうと、学力は(個人)差があるので減らすことは難しいけど、できるところまででいいですって言うと思います。結局、その子ができることからちょっとずつやっついていかないと意味がないので。たくさんやっても苦しいだけなので。量は減らしませんができるところまででいいですって言うと思います。それは、個人差があるので。

このインタビューでは、宿題を完遂できない状況の有無に関わらず、自子の状況を尊重するために宿題を減らす要望を出す必要性を感じない 2 名の母親の認識と、個々の児童の学力差を許容するために、必ずしも宿題の完遂を求めない教師の認識が語られている。とりわけ、子どもの能力差を容認すること(母親 F)や「形式的平等」に基づく教育観(母親 G)が、母親の行動としての「意見・要望」を抑制する一方で、児童の学力の個人差を是認すること、いわば「個人化された能力主義」(本田 2014)に基づく教師観が、教師として児童には宿題の完遂を求める一般的な教師観とは対照的な教師観(教師 D)を規定していると考えられる。

また、次に示すのは、「(IV) 個別事情の優先」(前掲書, pp. 79-80) に対応して、ピネットに書かれた「意見・要望」の事例(C)に関するインタビュー結果の一部である。

C. 1泊2日の宿泊学習の2日目とピアノの発表会の日程が重なってしまったので、担任の先生に「自分の子どもだけは1日目の夕食後(19:00~)に早退させてほしい。」と言うこと。

母親 H : (4 に回答) これは習い事よりも学校でしょう。言ってはならないと思います。習い事はあくまでも2番手。まずは学校。学校に行けて勉強が最低限きちんとできてその学年で習ったレベルに到達して、それができてさらに自分の趣味の分野と力を伸ばしたい部分を習い事でやってると思うので、あくまでも学校に100%力を注げるような状態で、それプラス余裕があれば習い事だと思っているので。学校行事をつぶしてまでの習い事は、いくらそれが発表会といっても私はないと思います。

教師 A : (1 に回答) 自分の将来に関わって、その時大事にしているものでそれをしたい、もしかしたら子供にとっては友達と一緒にいたいから発表会に出たくないという子もいるかもしれない。だけど、どうしてもそこにかかる思いがあるんだったら(「意見・要望」を言うことは)OKかなと思います。家庭と言うよりも個人。その子の思いだと思う。(中略)最初から子供自身が行きたいと言っていて、親もすいません…というのであれば仕方ないと思う。

このインタビューでは、学校外活動と子どもの個別事情とは前者を優先させるべきで、必ずしも要望を出す必要はないとする母親の認識と、学校外活動への参加については保護者の意向に関わらず、子ども自身の思いを優先させるべきとする教師の認識が語られている。学校外教育ではなく、学校において要請される最低限の学習事項を身につけるべきとする教育規範が母親 H の「言ってはならない」という認識を規定する一方で、将来に関する子ども自身の思いや主体的選択を尊重する教師観こそが、個別事情の優先を容認する教師 A の認識を規定している。

次項では、ここで取り上げた 2 つの事例に対する母親と教師に対するインタビュー結果を踏まえ、第 2 節で確認した学校への「意見・要望」研究の諸課題に対するインプリケーションを導出し、それらに対する「ピネット・インタビュー」の応用可能性を検討する。

C. 「ビネット・インタビュー」のインプリケーション

前項までに筆者が提示した「ビネット・インタビュー」とそれを用いたインタビューデータからは、第2節で導出された学校への「意見・要望」研究に対してどのような示唆を提示できるのだろうか。本項ではこの点を踏まえて、「ビネット・インタビュー」のインプリケーションについて述べていく。

第1の示唆は、立場の相異なる保護者と教師の認識の相互比較が可能になる点である。これは第2節B項で検討した第1の課題を克服するものであり、ビネットという共通の参照点を有する分析枠組みに基づくからこそ可能になる。実際のところ、前項で例示した2種類のインタビューデータからは、同一事例に対する母親と教師の認識の相互比較を通じて、両者間に存在する明確な差異を観察することができた。共通の参照点を用いて行う「ビネット・インタビュー」の分析枠組みを通じて、「意見・要望」に対する保護者と教師の認識の差異や共通点を相互比較を通じて捉えることが可能になる。

第2の示唆は、質的調査法としてのインタビューを採用することで、ビネット調査と既存の質的調査法を架橋できる点である。これは第2節B項で検討した第4の課題を克服するものであり、インタビューが「人々の知覚、意味、状況の定義、現実の構成に接近するために、とてもよい方法」(Punch 1998=2005, p. 237)であることによる。だからこそ、既存の質問紙調査による計量研究では必ずしも明らかにすることができなかった、「意見・要望」に関する保護者と教師の「主観的意味世界」(蘭 2009, p. 74)を前項で例示した2種類のインタビューデータから具体的に把握することができた。第1の示唆として提示した保護者と教師の認識の相互比較可能性に加えて、それらを個別具体的に把握することが可能になり、計量的方法が主流であった当該研究分野の発展に大きく貢献できる可能性が高い。

第3の示唆は、学校に対して「意見・要望」の申し出経験のない保護者の認識の具体的な把握が可能になる点である。換言するならば、第1節で言及した仲田(2010a)が学校運営協議会における「無言委員」となる保護者の潜在的な「消極性」に着目したように、「意見・要望」の申し出経験のない保護者の「消極性」に着目することで、潜在的な「保護者の多様性」や「保護者-教師間の関係性」という、学校教育現場においては顕在化する可能性の低いミクロな様態を描写することが可能になる。この際、記述された内容の質的差

異に着目するビネット調査の分析枠組みを援用することで、質的に異なる「意見・要望」に基づき、『「意見・要望」の申し出経験の有無」という一義的な文脈ではなく、様々な具体的文脈からそのような保護者の認識を把握することが可能になる。これらは第2節B項で検討した第2、第3の課題を克服するものである。実際のところ、前項で示した2種類のインタビューデータからは、『「形式的平等」に基づく教育観(母親G)』や『「個人化された能力主義」(本田 2014)に基づく教師観(教師D)』など、実際の行動としての「意見・要望」を伴わないために顕在化する可能性の低い、保護者や教師の認識の様相が具体的に描写されていた。このような両者の潜在的認識は、一般に、保護者の実際の行動としての「意見・要望」を媒介してはじめて保護者と教師の対立や葛藤という形で顕在化されるものと考えられる。ゆえに、「ビネット・インタビュー」による保護者と教師の潜在的な認識の把握やそれらの相互比較を通じて、日常的には表出することのない保護者と教師の潜在的な関係性や、その多様性を具体的に描き出すことが期待される。この点は、調査者と被調査者という一方向的な関係性で完結してしまうがために、調査者の眼前にいる被調査者の語りのみを分析対象とせざるを得ない既存のインタビュー調査の限界を多分に克服するものであり、本稿で提起した「ビネット・インタビュー」が学校に対する保護者の「意見・要望」研究の課題を克服し、その発展に著しく貢献しうる点であるといえる。

本稿の目的は、学校に対する保護者の「意見・要望」研究へのビネット調査の応用可能性を検討することであり、インプリケーションとして本節で提起した「ビネット・インタビュー」を用いた調査を筆者は本稿の執筆時点(2017年9月現在)で継続中である。筆者が想定する必要十分なインタビューデータの収集が完了した時点で、本節B項において取り上げることができなかった事例を含めた精緻な分析を行うことが今後の課題である。

注

- 1) 同段落で後述する「ほとんどの「意見」は「要望」を伴うと同時に、実際の意見や要望が寄せられる学校現場において、両者を峻別するのは困難と考えられる」ことを踏まえ、「意見・要望」の定義には、見出し語「意見」に記述された内容(相賀 1985, p. 190)のみを用いた。
- 2) ①「【学校依存系】わが子が親の言うことを聞かないので、十分指導して欲しい」、②「【正当系】わが子を攻撃し続ける子ど

- もがいたので、十分指導して欲しい」、③「【イチャモン系】わが子と仲の良くない子どもが同じクラスになったので、クラス替えをして欲しい」、④「【わが子中心系】卒業アルバムにわが子の学校生活に関する写真が1枚もなかったので、アルバムを作り直してほしい」(佐藤編 2010, p. 90) の4種類である。
- 3) 「学校に対する『苦情・要望』の申し出経験の有無」を、佐藤 (2010b) は独立変数として、仲田 (2010b) は従属変数としてそれぞれ分析に用いている。また第2節A項では言及しなかったが、佐藤 (2010b, pp. 46-49) においては、「学校に対する『苦情・要望』の申し出経験の有無」を従属変数とした分析も行われている。
- 4) 保護者と教師の双方にインタビュー調査を行った林 (1997) は除いた。
- 5) 各ピネットには架空の夫婦の状況を示す8種類の変数が記載されており、各調査対象者は、23枚のピネット (23種類の架空の条件) を見たうえで、各条件下で3つの選択肢を選んで回答する。「妻の年齢」は18歳から40歳までの1歳きざみで設定され、調査対象者1人につき、妻の年齢が1歳きざみで記載された計23枚のピネットを判定する。妻の年齢以外の変数は一定の範囲からランダムに設定された (塚原 1994)。
- 6) 高橋・庄司・中谷ほか (1995, 1996) では、「子どもへの不適切な関わり」という表現が用いられている。
- 7) このほかにも、同様の高橋・庄司・中谷ほか (1995, 1996) の枠組みを用いて、異なるアクター間で「虐待に関する認識の差」を明らかにする研究が行われている (村田 2008, 上野・長尾 2010 など)。
- 8) X市はある都道府県の都道府県庁所在地であり、人口規模は47都道府県の上位15%に属する大都市である。
- 9) 2017年9月現在、母親17名、教師13名にインタビューを実施した。
- 10) 「(I) 学校に対する疑問、(II) 納得のいく指導や対応、(III) 子どもの尊重、(IV) 個別事情の優先」の4つである (山本 2017, pp. 79-80)。
- 11) 第1の事例は「(III) 子どもの尊重」、第2の事例は「(IV) 個別事情の優先」の内容とそれぞれ対応している (山本 2017, pp. 79-80)。

引用文献

- 相賀徹夫, 1985, 「日本大百科全集2」小学館。
- 天羽均ほか編, 2015, 「クラウン仏和辞典第7版」三省堂。
- 安藤みゆき, 2016, 「子ども虐待の境界線を探る: 保育士を目指す大学生と一般大学生のピネット調査による試み」茨城女子短期大学紀要, 第54集, pp. 54-46。
- 荒井文昭, 1991, 「教育意識の階層分析と公教育」『教育科学研究』, 第10号, pp. 125-135。
- 蘭田岐子, 2009, 「VI インタビュー」谷富夫・芦田徹郎編『よくわかる質的社会調査 技法編』ミネルヴァ書房, pp. 74-87。
- Benesse 教育研究開発センター・朝日新聞社, 2013, 「学校教育に対する保護者の意識調査2012 ダイジェスト」, 株式会社ベネッセコーポレーション・Benesse 教育研究開発センター。
- 古川治・山岡賢三, 2015, 「大阪の学校管理職の保護者対応の現状に関するアンケート調査研究」(日本教育経営学会第55回大会 発表用当日配布資料)。
- 林拓也, 2010, 「ヴィネット方式による調査設計の応用可能性—「女性のライフコース希望」と「有配偶女性の地位評価」の調査事例に基づいて—」『奈良女子大学人間文化研究科年報』, 第25号, pp. 147-158。
- 林拓也・中原朝子・森貴愛, 2011, 「ヴィネット調査とMDPREFによる企業制度の選好構造分析—多様就業対応型ワークシェアリングを中心に」奈良女子大学社会学論集, 第18巻, pp. 19-32。
- 林靖, 1997, 「父母の教育要求の集約過程と学校の対応過程に関する実証的研究—学校改善の継続性の阻害要因に着目して—」平成8年度鳴門教育大学大学院学校教育研究科 (学校教育専攻・学校経営コース) 提出修士学位論文。
- 本田由紀, 2014, 「もじれる社会—戦後日本型循環モデルを超えて」ちくま新書。
- 片岡えみ, 2014, 「誰が教師を信頼しているのか—「モンスター・ペアレント」言説の検証と教師への信頼—」『駒澤社会学研究』, 第46号, pp. 45-67。
- Keith F. Punch, 1998, *INTRODUCTION TO SOCIAL RESEARCH: Quantitative and Qualitative Approaches*, United Kingdom: Sage Publications. (=2005, 川合隆男監訳『社会調査入門—量的調査と質的調査の活用』慶応義塾出版会。)
- 間宮由佳, 2001, 「教師と保護者のコミュニケーションが両者の心理的距離に及ぼす影響に関する研究—小学校3校の調査をとおして—」平成12年度鳴門教育大学大学院学校教育研究科 (学校教育専攻・学校経営コース) 提出修士学位論文。
- 松田茂樹, 2009, 「次世代育成支援策によって出産意向は高まるか—ヴィネット調査による政策効果の推計」ライフデザインレポート」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部, 189, pp. 16-23。
- 村田一昭, 2008, 「子ども虐待に対する大学生の意識に関する研究 (1) 県大生へのピネット調査の単純集計結果を通して」社会福祉研究, 愛知県立大学文学部社会福祉学科 [編], 第10巻, pp. 59-74。
- 仲田康一, 2010a, 「学校運営協議会における「無言委員」の所在: 学校参加と学校をめぐるミクロ社会関係」日本教育経営学会紀要, 第52号, pp. 96-110。
- 仲田康一, 2010b, 「第7章 苦情・要望の申し出の有無と諸要因との関係に関する考察」佐藤晴雄研究室『保護者の学校意識に関する調査研究』(中間報告) (科学研究費補助金研究成果報告書), pp. 38-45。
- 織田輝哉, 1992a, 「適正な老齢年金の研究—ヴィネット方式による意識調査—」経済社会学会年報, 第14号, pp. 214-221。
- 織田輝哉, 1992b, 「ヴィネット方式の特徴と調査の概要—適正な年金給付額の研究—」, 季刊社会保障研究, 第28巻, 第1号, pp. 34-44。
- 織田輝哉, 1994, 「出生行動と社会政策 (2) —ヴィネット調査による出生行動の分析—現代家族と社会保障」社会保障研究所編, 東京大学出版会, pp. 151-180。
- 桜井厚, 2002, 「インタビューの社会学—ライフストーリーの開き方」せりか書房。
- 佐藤晴雄, 2010a, 「第1章 総論—調査結果の要約」佐藤晴雄研究室『保護者の学校意識に関する調査研究』(中間報告) (科学研究費補助金研究成果報告書), pp. 6-7。
- 佐藤晴雄, 2010b, 「第8章 保護者による苦情・要望の当否意識からみた学校との関係性」佐藤晴雄研究室『保護者の学校意識に関する調査研究』(中間報告) (科学研究費補助金研究成果報告書),

pp. 46-64.

- 佐藤晴雄編, 2010, 『保護者の学校意識に関する調査研究』(中間報告)(科学研究費補助金研究成果報告書).
- 佐藤香, 2008, 「学校教育に対する保護者の期待と満足—学校段階に着目して—」ベネッセ教育開発センター・東京大学共同研究『学校教育に対する保護者の意識調査2008』.
- 塩谷芳也・金澤悠介・浜田宏, 2012, 「ビネット調査による階層帰属メカニズムの検討」理論と方法, 第27巻, 第2号, pp. 243-258.
- 末盛慶, 1998, 「男性と介護休業—ヴィネット調査による利用要因の分析」家計経済研究, 第40巻, pp. 53-62.
- 鈴木祐子・木村恭子・刀根洋子・及川裕子ほか, 2001, 「子ども虐待の認識—ビネット調査を試みて」日本赤十字武蔵野短期大学紀要, 第14号, pp. 53-66.
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一ほか, 1995, 「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2) 新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に」日本総合愛育研究所紀要, 第32集, pp. 87-106.
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一ほか, 1996 「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3) —子ども虐待に関する他職種間のビネット調査の比較を中心に—, 日本総合愛育研究所紀要, 第33集, pp. 127-141.
- 田村喜代, 1979, 「社会階層と母親の教育態度(第二報)—社会的態度, 子の人生への態度, 学校教育への態度」『東京学芸大学紀要第6部門』第31号, pp. 119-146.
- 塚原康博, 1994, 「出生行動と社会政策(1)—先行研究の動向と「出産と育児に関する意識調査」の概要」社会保障研究所編, 東京大学出版会, pp. 129-149.
- 上野加央里・長尾光城, 2010, 「看護師の児童虐待認識に関する研究—虐待発見に必要な対策」川崎医療福祉学会誌, 第19巻, 第2号, pp. 379-385.
- 八重樫牧子, 2005, 「大学生とその母親の児童虐待意識の関連性」川崎医療福祉学会誌, 第14巻, 第2号, pp. 415-423.
- 山本達人, 2016, 「学校教育に対する保護者の「教育意識」に関する実証研究の動向」東京大学大学院教育学研究科紀要, 第55巻, pp. 139-148.
- 山本達人, 2017, 「保護者によって学校に寄せられる「意見・要望」の事例の様相—KJ法を用いた類型化の試み—」東京大学大学院教育学研究科紀要, 第56巻, pp. 75-84.
- 山下絢・岡田聡志, 2007, 「学校教育に対する保護者意識の実態—ターゲット・プロファイリングによる『学校教育に対する保護者の意識調査』の二次分析—」, 第7回SPSS研究奨励賞・応募論文.
- 吉田悟, 1997, 「出産後の女性の就業に関するヴィネット調査」帝京社会学, 第10巻, pp. 113-133.
- 吉田悟, 1998, 「父親の育児遂行と仕事の両立に関する検討」帝京社会学, 第11巻, pp. 251-253.

(指導教員 本田由紀教授)